

身体拘束廃止推進指針

株式会社イッセイ

1. 施設の方針

グループホーム平和・デイサービス平和は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束そのほかの方法により利用者の行動の制限をしません。

やむを得ない身体拘束を行う場合、様々な角度から必要性を十分に検討し安全確保が身体拘束に直結しないよう「より良い介護」を目指します。

2. 身体拘束廃止推進委員会（カンファレンス）の開催

事故防止委員会（またはカンファレンス）にて検討の結果下記の要件を満たした「やむを得ない」場合であることが判断された場合は管理者指示に基づき下記の手続きに移ります。

1	切迫性	利用者本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護法がないこと
3	一時性	身体拘束そのほかの行動制限が一時的なものであること

（1）利用者、家族等への説明

家族又は代理人等に連絡します。管理者またはケアマネジャーが詳細な説明を行います（利用者の状態・職員のかかわり方・身体拘束による弊害等）

入所時にすでに身体拘束を行っている場合は施設の方針を説明し意向を確認を行います

（2）説明書の作成

説明書を作成し家族等の十分な理解と同意を得ることとし身体拘束に関する説明書による確認をします。

3. 業務日誌への記載

身体拘束が必要な理由を記載しスタッフ間の周知を図ります。実際に身体拘束を行う場合は様態、時間、心身の状況等を記録します。

4. 身体拘束に関する記録

担当になっている介護職員が日々の状態等を把握し経過観察記録に記載します。

5. 身体拘束廃止を目標とした見直し

身体拘束そのほかの行動制限が行われている場合は、3か月ごとの評価をもとに身体拘束廃止推進に向け事故防止委員会又はカンファレンスにおいて検討します。

6. 身体拘束廃止・改善のための職員研修

介護に関わる職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について研修を行います。

- ① 定期的な研修（年2回）の実施
- ② そのほか必要な教育・研修の実施

7. 利用者に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページ上に掲載を行い積極的な推進に努めます。